



佐賀県公報

平成20年
5月23日
(金曜日)
第13052号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

- 青少年に有害な図書等の指定 (二四〇・こども課) 一
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (二四一・地域福祉課) 二
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (二四二・) 二
- 公安委員会事項
- ◎佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (規則・五) 二
- ◎佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則 ()・六) 三
- ◎車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則 ()・七) 三

○告示

◎佐賀県告示第二百四十号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成二十年五月二十三日

佐賀県知事 古川 康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	20-26	KISSUI「キッスイ」 Vol.055 6月号	(株)ジーオーティー	12955-06	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	20-27	@本当!浮気妻のH話 6月号増刊 人妻出会いのH話	メディア・クライス(株)	11496-06 L 2008/6/28	
"	20-28	楽しい三十路体験 6月号	マイウェイ出版(株)	06087-6	
"	20-29	スーパー写真塾 6月号	(株)コアマガジン	15431-06	
"	20-30	マガジン・ウォー・ゼット 6月号 MAGAZINE WOOOOO! Z	(株)サン出版	08373-06	
"	20-31	危険な愛体験 special 6月号	(有)つり案内社	02971-06	
"	20-32	ナマイキッ! 6月号	(株)竹書房	06909-6	
"	20-33	Muku! RADICAL ムク! ラジカル Vol.19 クリーム 6/5号増刊	ワイレア出版(株)	03300-6 L - 06/23	
"	20-34	マガジン・バン 6月号	(株)サン出版	18371-06	
"	20-35	まんがシャワー 6月号	(株)一水社	18399-6	
"	20-36	ウォー A組Special 6月号	(株)サン出版	01807-06	
"	20-37	実録三十路妻専科 VOL.20 まんがシャワー 6月号増刊	(株)一水社	18400-6 L - 2008/6/25	

●佐賀県告示第二百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成二十年五月二十三日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	廃止年月日
大手口クリニック	唐津市弓鷹町一五一番地	平成二〇・四・一
片瀬産婦人科株式会社愛敬薬局 高木瀬支店	鳥栖市大正町八四三番地	"
あおば薬局 訪問看護ステーションいきいき	佐賀市本庄町本庄二〇二番地一八	平成二〇・四・一
	佐賀市高木瀬町大字長瀬七二七番地一	平成二〇・三・三一
	鳥栖市轟木町一五五九番地一 一〇一	"

●佐賀県告示第二百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成二十年五月二十三日

佐賀県知事 古川 康

名称

所在地

指定年月日

医療法人ながせ皮膚科	佐賀市高木瀬西五丁目一五番二七号	平成二〇・四・一
田中内科	佐賀市神野西三丁目一番七	"
内科大手口クリニック	唐津市弓鷹町一五一番地	"
松尾内科	西松浦郡有田町南原甲二六七番地	"
なかふさ皮膚科クリニック	杵島郡白石町大字甘治一〇八六番地一	"
たなか内科クリニック	伊万里市新天町六二〇番地五	平成二〇・四・四
庄野真由美レディースクリニック	佐賀市兵庫町大字藤木四本杉七七八番地一	平成二〇・四・八
サン薬局 夢咲店	佐賀市兵庫北土地区画整理事業七八街区九〇二一(B)	平成二〇・三・一
株式会社愛敬薬局高木瀬支店	佐賀市高木瀬西五丁目一五番二九号	平成二〇・四・一
かりん薬局伊万里店	伊万里市新天町六二〇番五号	"
大草野薬局	嬉野市嬉野町大字下野丙四五番一	"

○公安委員会事項

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年五月二十三日

佐賀県公安委員会

委員長 葉 師 寺 宏 達

●佐賀県公安委員会規則第五号

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県道路交通法施行細則（昭和三十五年佐賀県公安委員会規則第三号）の

一部を次のように改正する。

第九条第一号を次のように改める。

一 乗車人員の制限は、次のとおりとする。

イ 自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 十六歳以上の運転者が幼児(六歳未満の者をいう。以下同じ。)一人を幼児用座席に乗車させるとき。

(2) 十六歳以上の運転者が幼児一人をひも等で確実に背負っているとき。

(3) 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十八条の十四第二項に規定する自転車専用道路において、その乗車装置に応じた人員を乗車させるとき。

(4) 他人の需要に応じ、有償で、自転車をを使用して旅客を運送する事業の業務に関し、当該業務に従事する者が一人又は二人の者をその乗車装置に応じて乗車させるとき。

ロ 自転車以外の軽車両には、その乗車装置に応じた人員を超える人員を乗車させないこと。

第十一条第二号中「交通ひんばんな道路において、」を削り、同条に次の一号を加える。

七 安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態でラジオ等を聞きながら車両を運転しないこと。

附 則

この規則は、平成二十年六月一日から施行する。

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年五月二十三日

佐賀県公安委員会

委員長 葉 師 寺 宏 達

◎佐賀県公安委員会規則第六号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会事務決裁等規則(平成十五年佐賀県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表一の道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)に規定する事務の項中

第5条の2第1項	乗車中の乗車取付装置の指定
第5条の3第1項	乗付乗付移動保管装置の指定
第5条の3第3項	乗付乗付移動保管装置の指定の取消し
第5条の2第1項	乗車中の乗車取付装置の指定

改める。

附 則

この規則は、平成二十年六月一日から施行する。

車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十年五月二十三日

佐賀県公安委員会

委員長 葉 師 寺 宏 達

◎佐賀県公安委員会規則第七号

車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべ

き負担金の額を定める規則を廃止する規則

車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則(昭和六十二年佐賀県公安委員会規則第八号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十年六月一日から施行する。

購読料 一か年三一、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年五月二十三日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社